

○ 役員の選挙に関する規則

（昭和41年12月5日）
（佐共規則第8号）

改正 平成23年 6月29日規則第63号

（目的）

第1条 この規則は、佐賀県市町村職員共済組合定款（以下「定款」という。）第28条第10項の規定により役員（監事を除く。）の選挙の実施に関し必要な細目を定めることを目的とする。

（平23規則63・一部改正）

（選挙長）

第2条 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 理事の選挙における選挙長は、理事長とする。理事長の選挙における選挙長は、市町村長である理事のうちから1人を充てる。

3 選挙長は、選挙に関する事務をつかさどる。

（選挙の期日の公告）

第3条 理事長は、理事の選挙については選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の期日前5日までに公告しなければならない。

（選挙の方法）

第4条 選挙は、投票によって行なう。ただし、選挙を行なう組合会の議員又は理事（以下「選挙人」という。）の過半数の者に異議がないときは、指名推せんの方法によることができる。

（投票）

第5条 投票は、1人1票に限る。ただし、定款第21条第1項の規定により他の議員の代理人となった場合は、この限りでない。

（開票及び投票の効力）

第6条 選挙長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人をして開票するものとする。

2 前項の立会人は、選挙長が、選挙人のなかから指名する。

3 投票の効力は、選挙長が立会人の意見を聞いて決定する。

（当選）

第7条 投票によって選挙を行なう場合にあっては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 前項の場合、得票数が同じであるときは、選挙長がくじで決める。

3 選挙長は、当選人に当選の旨を通知しなければならない。

（選挙録の作成）

第8条 理事長は、選挙に関する次第を記載した選挙録を作成し、当該当選人の任期間、関係書類と併せて保存しなければならない。

（選挙に関する疑義）

第9条 選挙に関する疑義が生じたときは、選挙長は、それぞれの選挙にはかつて決める。

（補則）

第10条 この規則に定めるものを除くほか、投票、投票用紙、開票その他投票に関しては、定款第21条並びに佐賀県市町村職員共済組合組合会議員選挙規則第8条第2項から第12条まで及び第14条の規定を適用する。

附 則

この規則は、昭和 41 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 6 月 29 日から施行する。